

総合計画・総合戦略	1 総合計画・総合戦略との整合性			
	1-1	<p>小中学校の適正化等の検討の大前提となっているのは総合計画上の「人口推計」とのことであるが、この数値については現在の宅地開発と過去のトレンドをもとにしたある意味下限値である。</p> <p>一方、総合計画においては「目標人口」（上限値）を掲げているので、この場合に必要な学校数に基づく学校適正化等の検討も行うべきではないのか。</p>	資料 有無	企画 政策 課
		<p>人口推計については、直近の「転入者数」「転出者数」「合計特殊出生率」「死亡率」などのトレンドを基に推移した人口を示しております。この中で、人口推計においては「合計特殊出生率」を直近8年間（2010年～2017年）の平均である1.38と見ており、町としてはこの人口推計以上の人口を確保するよう施策展開しております。</p> <p>目標人口については、移動率や合計特殊出生率を向上させることで算出しております。合計特殊出生率については、国の目標を踏まえ、2025年に1.6、2030年に1.8、2040年に2.07にすることを目標としています。全国的に2015年度から地方創生を掲げ若い世代の結婚・出産・子育てへの支援をしてまいりましたが、2021年の全国平均が1.37、神奈川県平均が1.28であるため、寒川町の目標人口は高い目標を設定していると考えております。</p> <p>2022年10月1日現在では、目標人口で掲げた人口を確保できており、今後も人口推計で算出した年少人口以上は確保できるように進めてまいりますが、公共施設再編計画と整合させ、小中学校の適正化における「人口推計は下限値（※）」により検討していきたいと考えております。</p> <p><b>※「人口ビジョンの目標人口どおりに人口が増えなかった場合は、「ハコモノを過剰に抱えること」になり、いずれ財政破綻に繋がるのが想定されます。その一方、「人口推計（＝下限値）」よりも人口が上振れした場合は、後から対策を講じることは可能（後からハコモノを追加することはできる）との考えから、人口推計（＝下限値）に基づいて公共施設再編計画については策定しており、学校適正化の検討についても同様の考え方にに基づき検討を進めております。</b></p>	有	
	1-2	<p>現在の人口推計については、直近の宅地分譲の状況のほか、田端西地区のまちづくりなど、将来的な要素が加味されていない。</p> <p>人口推計については将来的な内容であるため限界はあると思うが、学校適正化の議論の大前提であるため非常に重要な要素であるが、直近での見直しの予定はあるか。また、今後どのようなスパンで見直していく考えでいるのか。</p>	資料 有無	企画 政策 課
	<p>寒川町総合計画2040第2次実施計画（令和7年度～）の策定に合わせて、人口推計見直しの検証をする予定です。</p>	無		

総合計画・総合戦略	1-3	総合計画においては「目標人口」を掲げており、これによると年少人口については2020年時点の数値（6,290人）よりも2040年時点の数値（6,497人）の方が大きく、「小中学校の数を8校→6校へ減らす」という現在の検討方向と矛盾することとなるが、この点についてはどのように考えているのか。（小中学校の適正化等の検討と総合計画・総合戦略との整合は取れているのか。）	資料 有無	
		<p>目標人口については、人口推移から移動率を5%向上、合計特殊出生率を向上させることで算出しております。</p> <p>合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。</p> <p>人口推計は、寒川町の直近8年間（2010年～2017年）の合計特殊出生率の平均1.38を適用して算出しております。</p> <p>一方、目標人口は合計特殊出生率を国の目標を踏まえて、2025年に1.6、2030年に1.8、2040年に2.07にすることを目標に設定しております。2015年度から全国的に地方創生により若い世代の結婚・出産・子育てへの支援をまいりましたが、2021年の全国平均が1.37、神奈川県平均が1.28であることを踏まえると目標を高く設定していると考えております。</p> <p>今後も目標人口を確保することを目標に合計特殊出生率の向上に取り組んでまいりますが、公共施設再編計画にあわせ、小中学校の適正化における人口推計は下限値により検討していきたいと考えております。</p> <p>なお、下限値により検討を進める理由については、質問No.1-1の回答欄の※印に記載のとおりです。</p>	有	
	1-4	町が進めている「高座のころ。」によるブランディングや町への移住・定住の促進を図る上では、「教育」を売りにするべきであると思う。「学校施設のあり方」は「まちづくりのあり方」であると思うが、その点についてはどのように考えているか。	資料 有無	
		<p>「教育」については、将来の子どもたちのため、また町ブランドや移住・定住促進のためにも重要であると考えており、現在もまち・ひと・しごと創生総合戦略において「魅力的な教育環境の充実」を施策に位置付けて取組を進めており、今後も引き続き教育環境を充実してまいります。</p> <p>まちづくりのあり方としては、町ブランド『「高座」のころ。』や寒川町総合計画2040でまちの将来像を「つながる力で新化するまち」などを掲げています。</p> <p>これらのことを踏まえて「魅力的な教育環境の充実」を図るために、ポストコロナ時代における学校施設という実空間の価値を「未来思考」で捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造するといった「新しい時代の学びを実現する学校施設」の実現を目指してまいります。</p>	有	

総合計画・総合戦略	1-5 「学校施設のあり方」は「まちづくりのあり方」であると思うが、今後の都市計画との関係性も不明瞭である。 その点についてはどのように考えているか。	資料有無	企画政策課
	<p>このたびは「学校教育施設」と「まちづくり」のあり方に関するご意見をいただいたところでありますが、将来の寒川の子どもたちにとって魅力的な教育環境の確保・充実に向け、まずは小中学校の適正化等の検討をすべきであると考えております。</p> <p>その内容としては、教育内容といったソフト的な内容のほか、8校から6校への再編にあたり具体的な配置場所をどこにするかという、まちづくりに関連する内容についても検討を進めているところです。</p>	無	
財政状況と跡地利用	2 財政状況について		
	2-1 町の財政状況について（交付税不交付団体であるが、なぜ、財政的に厳しい状況なのか）	資料有無	財政課
<p>地方交付税制度については、全国どこの自治体であっても、住民が一定以上の平等な行政サービスを受けられるよう、自治体ごとの差異を考慮して国が地方交付税として補填するものですが、算定にあたっては税収といった予算だけでなく、人口や面積などの規模やインフラ整備の度合いなどから算出されるもので、実際の財政負担を表したものではありません。</p> <p>寒川町は、周りを都市に囲まれておりますが、近隣市と同水準の高い行政サービスが求められる状況もある中で、歳入面においては、コロナ禍での原油価格や物価の高騰などにより、先行き不透明な地域経済環境のもとで、法令等に基づいた一般財源の増額が見込まれない一方、歳出面では、社会保障関連経費等の義務的経費は右肩上がり続けており、また、公共施設の適正な維持補修や道路補修をはじめとした町民にとって欠かすことのできない社会インフラ整備費に加え、学校への空調機設置やタブレット導入費など新たな行政需要へ対応するとともに、持続可能なまちの実現に向けた将来投資となる田端西地区まちづくりへの投資などに係る公債費の増加など、今後とも厳しい財政状況が続くことが予測されています。</p> <p>しかしながら、本町は、普通地方交付税不交付団体であることから、上記のような影響に係る財源不足を地方交付税で補填されることもなく、町民から寄せられる行政ニーズのほとんどは、町の自主財源（税収）により負担しなければなりません。</p> <p>こうしたことを踏まえながら「選択と集中」といった観点で、関係人口の増加・定住人口の確保に向け、真に必要な行政サービスの質を落とさず、教育や子育て支援等の新たな行政需要にも対応し、将来への投資も行うことで、厳しい財政状況ではありますが、将来を担う子供達のために現在と未来をつなぐ予算を編成しております。</p>	無		

財政状況と跡地利用	2-2	町の財政の中で、教育関係予算や子育て支援関係予算はどのくらいの割合を占めていて、それは他の自治体と比較してどのような状況であるのか。（小中学校8校体制を維持した場合、現在の教育関係予算やその他の行政サービス予算については今までどおり確保できなくなるということか。）	資料 有無	財政課
		<p>町財政の見通しとしましては、今後、人口減少社会を迎え、町の収入の大宗を占める税収は減となっていくことが想定される一方、高齢化のさらなる進行に伴い、削減することのできない義務的経費である扶助費（福祉的経費）などは増加していくものと考えられ、教育費や児童福祉費だけでなく、町の全ての予算を今までどおり確保することは難しくなるものと考えられ、さらなる効率化を図っていく必要がある状況です。</p> <p>なお、令和2年度の決算統計資料によると、寒川町のほか、近隣自治体及び県内の主要な町における教育費や児童福祉費（子育て関係費用）の占める割合は以下のとおりです。</p> <p><b>【教育費比率】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平塚市9.4%、藤沢市7.6%、茅ヶ崎市8.7%、海老名市9.8%、葉山町13.4%、寒川町14.0%、大磯町8.6%、二宮町10.3%、中井町6.2%、愛川町11.4%、</li> </ul> <p><b>【児童福祉費比率】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平塚市13.4%、藤沢市14.3%、茅ヶ崎市15.6%、海老名市13.2%、葉山町7.4%、寒川町10.6%、大磯町8.8%、二宮町9.0%、中井町8.8%、愛川町8.9%、</li> </ul>	無	
<b>3 跡地利用について</b>				
	3-1	学校未配置となった跡地については、「売却」が基本で、「利活用」の余地はないのか。	資料 有無	財産管理課
		<p>学校が未配置となった跡地については、売却が基本です。</p> <p>人口減少、少子高齢社会の到来により、町税収入の減収に加え、社会保障費の増加が見込まれる中では、今ある公共施設の維持自体が困難です。</p> <p>こうしたことから、今ある公共施設の建替えのみならず、それを維持するための費用も削減する必要があります。</p> <p>よって、未利用地については売却し、その売却収入を次期の公共施設再編計画以降の財源とする必要があります。</p>		
	3-2	「利活用」の余地がある場所について、当該跡地利活用の内容は、いつまでに、どのように決まっていくのか。	資料 有無	財産管理課
		<p>質問No.3-1にて回答したとおり、学校が未配置となる跡地については売却が基本となりますが、公共施設再編サイクルの中で利活用の可能性が出た場合には、関係部署等による組織を設置し、地域の方々のご意見・ご要望を取り入れながら検討します。</p>		

財政 状況 と 跡地 利用	3-3	学校未配置となった跡地について「売却」する場合、それぞれいくらずで「売却」できる見込みなのか。	資料 有無	財産 管理 課
		<p>専門家である「不動産鑑定士」に評価依頼を行う必要があるため、現時点では正確な金額を提示できません（＝町では不動産鑑定評価を行うタイミングは、売却を決めてから行うこととしています）。</p> <p>なお、おおよその「市場価格」と言われる金額は、「相続税の路線価」から算出することが可能です。下記の金額は相続税路線価から算出した金額ですので、参考値となります（令和3年時点の相続税路線価を用いています）。</p> <p>【一之宮小学校】（市街化区域内） 算出額：約30億4,600万円…A 既存建物解体費用：約8億3,914万円…B 残額＝A-B＝約22億686万円</p> <p>【南小学校】（市街化調整区域内） 算出額：約12億6,400万円…A既存建物解体費用：約6億9,929万円…B 残額＝A-B＝約5億6,483万円</p> <p>※なお、当該地は市街化調整区域内にあり、学校として使用しなくなる場合には農地への原状回復が基本となるなど土地利用の制限があることから、売却の可能性は低いものと考えますが、市街化区域内に位置する学校地と同様の手法で算出した場合、上記のとおりとなります。</p> <p>【寒川中学校】（市街化区域内） 算出額：約34億4,479万円…A 既存建物解体費用：約9億7,155万円…B 残額＝A-B＝約24億7,324万円</p> <p>【寒川東中学校】（市街化調整区域内） 算出額：約14億2,058万円…A既存建物解体費用：約7億5,753億円…B 残額＝A-B＝約6億6,305万円</p> <p>※市街化調整区域内に関するなお書きについては南小学校参照。</p>	有	

財政状況と跡地利用	<p>3-4 学校未配置となった跡地を売却し、その跡地が宅地分譲された場合、当該地に居住する児童生徒の数はどのくらいになる見込みなのか。児童生徒の増加によって、学校再配置後の6校体制で対応できなくなることはないか。</p>	資料 有無	財産 管理 課
	<p>町内の過去の開発から推測した場合、次のような試算結果となりました。 また、子どもの数の推計については、<a href="#">人口推計上の寒川町の出生率1.38(2010年～2017年の平均値)</a>を用いています。</p> <p><b>【一之宮小学校の敷地を売却した場合】</b> 136世帯の増 187人の子どもが増える想定 (このうち義務教育児童生徒数 94人、1学年あたり10.4人)</p> <p><b>【寒川中学校の敷地を売却した場合】</b> 154世帯の増 212人の子どもが増える想定 (このうち義務教育児童生徒数 106人、1学年あたり11.7人)</p> <p>跡地が宅地分譲された場合は、上記試算より1学年22.1人の増が見込まれるため、一時的に各学年1学級の増となる可能性があるが、多目的教室や一時的に仮校舎を設ける等により対応が可能と考えられる。</p> <p>但し、次の点に留意が必要です。</p> <p>①宅地分譲は、町内で賃貸から持ち家に移り住むといった転居も考えられ、必ずしも社会増につながらないため、上記の数値がそのまま「子どもの数の純増とは捉えられない」点。</p> <p>②先日、2022年の出生数が「初めて80万人を下回る公算が大きい」との報道があり、今以上に少子化が進むことが懸念される点。 ＝国立社会保障・人口問題研究所が2017年に公表した予測では、出生数が80万人を下回るのは「2030年」と予測しており、想定を上回るペースで少子化が進んでいます。</p>	有	

公共施設等再編計画関係	4	公共施設再編計画と学校適正化等の検討の関係について			
	4-1	小中学校の適正配置の検討のためには、災害時の避難場所や地域集会所、公民館や消防分団など、他の公共施設・機能の検討と同時並行で、総合調整の中で検討を進めるべきであると考えが、なぜ小中学校の適正配置の検討を別に進めるのか。	資料有無		財産管理課
		公共施設等総合管理計画において、「学校施設の多機能化・複合化を進め、地域の核とする」ため、まずは学校の適正配置の結論を出すことが優先されます。学校の適正配置が決まった後、複合化・多機能化する施設の「マッチングする相手」を検討することになります。			
	4-2	仮に、小中学校の適正配置の結果が出た後にその他の公共施設・機能の検討を行った結果、先行して結論を出した小中学校の適正配置の内容が変更となることはあるのか。	資料有無		財産管理課
		「学校施設の多機能化・複合化を進め、地域の核とする」ため、先行して結論を出した内容が変更となることは考えていません。			
	4-3	公共施設再編計画と（仮称）学校適正化等基本計画の関係性はどのようになるのか。（公共施設再編計画上の個別計画となるのか、それとも（仮称）学校適正化等基本計画の内容を反映させて公共施設再編計画の改定を行うという形なのか。	資料有無		財産管理課
	両方の側面があります。				

公共施設等再編計画関係	5 公共施設再編計画における財政（シミュレーション）上の問題について		
	5-1	<p>小中学校を現在の8校のまま残した場合、町の財政状況はどのようになってしまうのか。（8校を良好な状況で維持していくためには、どれだけのコストがかかるのか。）</p> <p>公共施設等総合管理計画や公共施設再編計画の財政シミュレーションに記載のとおり、全ての施設を建替えた場合、財源不足に陥り、財政破綻するシミュレーション結果が出ています。</p>	<p>資料有無</p> <p>財産管理課</p>
5-2	<p>学校施設の更新及び更新までにかかる維持管理費について、財政推計上いくらまで対応できる見込みか。</p> <p>財政シミュレーションの基礎となる「財政推計」が、現時点では2019年時点のものであるため、財政推計が更新されたのち、対応できる見込みの金額を算出します。</p> <p>なお、学校施設を2040年の生徒児童数や学級数の推計に基づき、義務教育諸学校施設費国庫負担法による基準から算出した標準的な面積（多目的スペース等を含む）で建替えた場合に必要となる費用は、次のとおりです。</p> <p>【寒川小】：約40億4,791万円                  ※国庫負担金： 20億2,395万円（補助率1/2）</p> <p>【一之宮小または南小】：約65億4,624万円（未配置校の除却費含む）                  ※国庫負担金： 32億7,312万円（補助率1/2）</p> <p>【旭小】：約45億6,351万円                  ※国庫負担金： 22億8,175万円（補助率1/2）</p> <p>【小谷小】：約40億1,568万円                  ※国庫負担金： 20億78万円（補助率1/2）</p> <p>【寒川中または東中】：約52億9万円（未配置校の除却費含む）                  ※国庫負担金： 26億4万円（補助率1/2）</p> <p>【旭が丘中】：約41億1,620万円                  ※国庫負担金： 20億5,810万円（補助率1/2）</p> <p>* 町が直接施工により建替えることを想定して算出しています。                  * 国税庁の地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり）【令和4年度分】の単価を参考に諸経費を加えた単価を用いて算出しています。                  * 再配置により合体校となる学校は、合体後の児童生徒数により算出していません。</p>	<p>資料有無</p> <p>有</p> <p>財産管理課</p>	



複 合 化 や 多 機 能 化 に つ い て	6 学校施設への他の公共施設（機能）の複合化について		資料 有無	財 産 管 理 課
	6-1	今回の学校適正化等の検討の中では、「学校の再配置先の決定」という大枠をまず決め、その後、その中身である具体的な事項（どの公共施設等を、いつまでに、どのように複合化するかなど）を検討していくとのことであるが、その検討自体はいつ頃から、どのようなメンバーで検討していく予定か。		
		<p>学校教育施設と複合化させる公共施設（機能）については、学校の再配置先の決定後、検討を始めます。</p> <p>法律上、学校の設置・管理・廃止については教育委員会の権限となっており、校舎などの施設・設備の整備などについては、総合教育会議という場で、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する町長と調整・協議を行いながら取り組んでいくこととなりますが、学校施設と複合化する施設・機能については、町長部局の職員も含め、教育委員会とも連携しながら検討を進めていくものと考えます。</p>		
	7 学校再編後の地域避難場所の考え方について			
	7-1	広域避難場所の配置場所に関し、地域的なバランスについてはどのように考えているか。	資料 有無	町 民 安 全 課
		<p>避難所の設置につきましては、想定される災害や人口の状況等を勘案し、避難場所の付近の自治会単位における振分けから避難場所の指定を行っております。</p> <p>今回の学校の適正化等の検討の結果、学校の再配置場所が確定し、新たな学校も含めて学区が示されましたら、その学区に沿う自治会単位により避難場所の振分け計画を作成いたします。</p>	無	
	7-2	学校の再配置後は、学校数としては現在よりも2校減となり、現状と比較して避難時の収容人数が減ることになると思われる。そのための対応としては、新たな避難場所等の新設など、地域的なバランス等を保つための何らかの対応が必要と思われるがその点についてはどのように考えているか。	資料 有無	町 民 安 全 課
		<p>今回の学校適正化等の検討で用いている人口推計では、現在よりも約25%の人口減を見込むため、それに伴い収容不可人数は現在より圧縮される見込みとなります。</p> <p>また、公共施設再編計画での学校適正化等の検討により、多様な学習を展開できるようにするための既存の面積よりも大きな教室の整備のほか、今後再編の検討が進められていく予定である公民館につきましても、防災拠点としての機能を有するよう関係部署と協議を行いながら、避難者収容場所の確保に努めてまいります。</p>	無	

複 合 化 や 多 機 能 化 に つ い て	7-3 近年では、気候変動の影響により大規模な水害リスクへの対応が不可欠となっている中で、町内には3つの河川が流れている。 学校の再配置先の検討にあたっては、3河川の持つリスクについても念頭に置きながら検討を進めるべきであると思うが、その点についてはどのように考えているか。	資料 有無	町 民 安 全 課
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 学校の再配置場所の検討が進められている中で、その議論の中心となっている町南部地区につきましては、洪水ハザードマップ上ではほぼ全域が浸水区域となっております。                  こうした点も踏まえ、<a href="#">公共施設再編計画の一環で行われている学校の適正化</a>、特に学校の施設的な部分においては、防災面の強化から浸水対策などを講じるよう関係部署と協議してまいります。             </div>	無	
そ の 他	8 通学路の危険箇所について		町 民 安 全 課
	8-1 通学路の危険箇所については、毎年PTAや警察等の協力のもとに合同点検等が行われているが、状況が改善されていない箇所もある。 学校の適正規模・適正配置の検討にあたって実施したアンケート調査の中でも、「通学路の安全確保」については重視する声が多く、保護者としては危険箇所として町に対応を要望した箇所について、「誰が、いつまでに、何をするのか」や、「対応が難しい場合にはその理由の明示」をして欲しいとの要望があるが、今後そのように対応していく考えはあるか。	資料 有無	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 毎年の通学路の危険箇所の合同点検等、通学路の安全確保については、教育委員会と協議を行いながら計画的に進めております。                  なお、横断歩道や信号機の設置など、警察署が対応する要望については、町から茅ヶ崎警察署へ要望し、茅ヶ崎警察署から神奈川県警察本部へ上申し、神奈川県警察本部が県内の要望を取りまとめて、順次、改修や設置を行っております。             </div>	無	